

中国の農民專業合作社による 信用事業の現状と課題

—新合作社法施行後の聞き取り調査を中心に—

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要　　旨〕

中国では、2000年代後半以降、日本の専門農協に相当する農民專業合作社が数多く設立された。一部の合作社に対しては、共産党大会の決議や農政の基本方針により、信用事業の取組みが認められた。

しかし、マクロ経済情勢や金融政策運営に変化が生じたほか、合作社で信用事業をめぐる不祥事が多発したことなどを背景に、17年の合作社法の改正案では信用事業に関する条文が削除された。

合作社の信用事業に関する法律が未整備なため、事例で見るように、地方政府による合作社の信用事業に対する支援は弱まって、後ろ向きの姿勢すら見受けられる。法的根拠がないままでは、信用事業については、業務縮小に向かう可能性が高い。

一方で合作社の信用事業は小規模ではあるが、組合員の生産活動や生活を支えながら協同組合金融としての役割を一定程度果たしている。信用事業の役割をさらに拡大させるためには、国による法整備が不可欠である。

目　　次

はじめに

- 1 合作社信用事業の概況と取り巻く政策の変化
 - (1) 合作社全体の概況
 - (2) 合作社信用事業の概況
 - (3) 信用事業をめぐる関連政策の変遷

2 合作社への聞き取り調査の結果

- (1) 調査対象H合作社の取組状況
- (2) 調査対象S合作社の取組状況
- (3) 2社の信用事業にかかる問題点

おわりに

はじめに

中国の農業・農村金融においては、協同組合金融機関である農村信用合作社、一般的の商業銀行である農村商業銀行、農業政策金融機関である中国農業發展銀行、国有商業銀行である中国農業銀行などを中心とした正規の金融システムが構築されている。^(注1)しかし、農村信用合作社の農村商業銀行への転換がかなり進行しており、預貯金の多くを農家に依存している既存の農村信用合作社でも、貸出先は農外の企業が過半を占めるなど、もはや協同組合金融機関とはいえない状況となっている。そのため、中国の農業・農村金融の分野で協同組合金融の空白状態ができつつある。

2000年代後半以降、少なくとも制度上は明確に協同組合的性格をもつ農民專業合作社（以下「合作社」という）が雨後の筈のように設立されてきた。協同組合金融の空白を埋めるように一部の合作社には信用事業が認められ、合作社の信用事業はその組合員から肯定的な評価を受ける一方、十分な管理体制が構築されていないために、資金管理等をめぐって問題が発生することがあった。そのため、信用事業を行う合作社の数は大きく減少してきたのが現状である。しかし、合作社が展開している信用事業（以下「合作社信用事業」という）は、農業経営体の大半を占める小規模農家の資金需要に応える仕組みとして重要な意味をもち、そこに協同組合金融の存在意義もあると考え

られる。

本稿のいう合作社信用事業は、中国語の「内部合作信用」や「資金互助」等を指している。これらは、農民專業合作社の組織内部における資金調達と運用（貸出）を意味する用語で、資金調達は組合員の出資金や貯金等に依存し、貸出先も組合員に限定している。

そこで、本稿では、合作社信用事業の概況や関連政策の変化を整理し、18年10月に行った合作社2社への聞き取り調査を通じて明らかとなった合作社信用事業の現状や課題から、合作社を取り巻く問題点について指摘したい。本稿の構成は、次のとおりである。次節では、合作社全体の概況を紹介したうえで合作社の信用事業を取り巻く関連政策の変化について述べる。第2節では、合作社2社への信用事業についての聞き取り調査の結果を紹介し、信用事業の実態と課題をまとめた。最後に明らかになった点を改めて確認しながら現時点における合作社を取り巻く問題点について指摘する。

^(注1) 農村金融機関の変遷や特徴、また農業農村融資の現状と特徴については、王(2017)を参照。

1 合作社信用事業の概況と 取り巻く政策の変化

(1) 合作社全体の概況

中国政府は、農業生産性の低迷、農村住民の相対的な低所得、農村経済の停滞といった問題「三農問題」に対応するため、大規模農家、合作社、「家庭農場」といった新

しい農業経営体の育成を進めている。

合作社とは、農業生産者のための農業生産にかかるサービスの提供、農地の集積、生産物の共同販売などを行う協同組合組織である。合作社の多くは単一の生産物を扱い、生産から販売までのうち一部分を事業としていることから、日本の総合農協とは異なり、専門農協に近い組織といえる。ただし、合作社の組織内部のガバナンスに、1人1票の実態が伴わないことがあるなど、協同組合組織と異なる部分があるように見受けられる。

07年に施行された「中華人民共和国農民專業合作社法」(以下「合作社法」という)では、合作社に法的地位が付与されたほか、合作社への税制や補助金、優先的な資金融資等の優遇政策の享受といった政策的支援の強化もあって、合作社数は急増した。国家市場監督管理総局によれば、合作社数は17年末時点で201万7,000社に達しており、これは合作社法が施行された07年の2万6,000社の77.6倍である。

中国の村数は約70万であるため、1つの行政村に合作社は平均3社がある計算になる。合作社の組合員戸数が全国農家数に占める割合は46.1%であり、1合作社当たり60戸の組合員戸数となっている。一方で管理が民主的でなく、財務が不透明などの問題点を抱えたため、「空壳社（何もしていない）」「看板のみ」「家族のみ」といった有名無実の合作社も数多く出現した。

総じていえば、合作社は小規模農家に対する生産資材の共同購買、農産物の共同販

売、そして農業技術の普及などにおいて、大きな役割を果たしている。一方、合作社の経済事業の拡大とともに資金需要が増えるほか、組合員の生活消費の資金需要も高まりつつある。しかし、農村の正規金融機関は小規模農家の資金需要（生産+生活）に対応しきれてはいない。こうしたなか、次に述べるように合作社の組織内部で信用事業が自然に展開するようになった。

(注2) 家庭農場とは、「家族労働力による大規模で集約的な商業的経営を行い、農業を主な収入源とする農業経営体」と農業農村部によって定義されている。家族労働力を主とし、農業を主な収入源とすること、一定以上の規模で安定的な経営を行っていることを条件としている。

(2) 合作社信用事業の概況

合作社自身もその組合員にも旺盛な資金需要があるが、担保となる資産の不足などから正規の農村金融機関からの借入れは難しい。それを解決するために、一部の合作社は信用事業を始めた。

信用事業を行う合作社は、通常、次の4類型に分けられる。^(注3) 第1は、中国銀行保険監督管理委員会（金融行政の再編で銀行を監督する銀監会と保険を監督する保監会が統合され、18年4月に新設された金融監督管理部門）が金融ライセンスを与えた農村資金互助社である。これは正規の金融機関であり、^(注4) 単に合作社とも呼ばれている。09年に公表された「新型農村金融機構2009～2011年の計画」で、全国で161社の農村資金互助社を設立する目標が立てられたものの、12年までに認可されたのは49社であった。その後、認可の方針がないなか、現在は48社が

活動している。

第2は、地方政府の農業関係の党组织や行政部門（農業委員会や農業局）が信用事業にかかる許認可権をもち、地方政府の行政部門である工商局（工商管理部門）や民政^(注5)局に登録される合作社である。このなかに供銷合作社（農産物の販売や生産・生活資材の購買を主な事業とする組合組織）が設立した合作社も含まれる。後述のように、中央一号文件^(注6)などの政策文書に基づき認可されたと考えられる。

第3は、貧困対策関連の資金の受け皿として設立される貧困扶助資金互助社である。貧困撲滅を図るため、地方の貧困扶助事務所（政府機関）が認可したうえで設立される合作社であり、村レベルで設立された農村（民）資金互助社が数多くある。

第4は、農家や中小企業により自発的に成立した資金互助社である。農村合作基金会^(注7)は中央政府の指令により90年代末に強制的に閉鎖されたが、実際にはその後も水面下で金融業務を続けていた。それらの一部が07年の合作社法施行とその後の合作社における信用事業の展開のなかで、農村（民）資金互助社として再生された。

統計が未整備のため、これらの合作社の信用事業の規模は不明である。中国人民銀行農村金融服務研究小組（2017）によれば、16年末の金融機関による農業融資残高は3兆6,627億元（19年3月15日時点、1元÷16.6円）であった。しかし下記の3つの報告から、農業融資残高に占める合作社の貸出金残高の割合は1%以下で、小規模であると

^(注8)
いえよう。

1つめは、旧農業部（現在は農業農村部）の調査資料による報告である。合作社全体については、14年3月末とやや古いものの、^(注9)信用事業を行う2,159合作社の組合員数は52.6万人で、そのうち19.9万人（組合員全体の37.8%）の組合員が信用事業に何らかの関係をもつという。合作社設立以来の預貯金は36.9億元、貸出金は42.4億元、不良債権（資金回収ができない額）は2,418萬元であった。

2つめは、供銷合作社の報告である。供銷合作社が設立した合作社の信用事業規模は拡大しつつあるが、依然その規模は小さい。15年末時点において供銷合作社が設立に関与した502の合作社の信用事業への出資金は33億元であり、貸出金残高は51億元であった。

3つめは、張・潘ほか編著（2017）には、^(注10)国より指定されている試行地域の3県・1省の信用事業について記述がある。それによれば、16年末、河北省玉田県にある4つの合作社の組合員数は2,606人、預貯金額は4,021万元、貸出金額は1億8,900万元であった。安徽省金寨県にある5つの合作社合計で組合員数は242人、預貯金額は315万元、貸出金額は596万元であり、湖南省沅陵県の1つの合作社はそれぞれ126人、400万元、360万元であった。このように、玉田県では組合員数や貸出規模が比較的大きいが、それ以外の2つの県はいずれも小規模であるといえる。

また、山東省は、旧銀監会から14年12月

に合作社信用事業を行う試行地域に指定されている。同省内において信用事業の資格認定を取得した284の合作社は、組合員2万人余り、14年12月以降の貸出件数合計は1,743件、貸出金残高は6,442万元で、平均貸出残高は3.7万元／件であった。また、山東省金融弁公室は、中国農業銀行山東省支店、省農村信用社連合社に、合作社信用事業への支援を強化する意見書を打ち出した。これにより、合作社自身が必要とする資金と組合員の資金需要の一部が満たされるようになった。試行地域の合作社と提携関係のある銀行支店（拠点）の16年末の合作社向け貸出金残高は2,397万元、組合員向けの貸出金残高は1億3,768万元であった。

最後に、組合員の信用事業の利用状況について見てみよう（第1表）。中国農村合作経済管理学会編（2016）によれば、1件当たりの平均借入額は「1万～5万元」が48%と最も多く、資金借入期間は「6～12

第1表 組合員の信用事業の利用概況

(単位 %)		
1件当たりの平均借入額	1万元以下	12
	1万～5万元	48
	5万元以上	40
資金借入期間	6か月以下	40
	6～12か月	56
	12か月以上	4
借入金使途	生産資金	98
	生活資金	2
担保・保証徴収状況	必要	66
	不要	34
農村金融機関に比べた合作社の貸出金利	高い	38
	同じ	16
	低い	46

資料 中国農村合作経済管理学会編(2016)136～138頁を基に作成

(注) 調査サンプル数は70、12年時点の数値。

か月」が56%と最も多い。また、担保・保証徴収が「必要」と回答した合作社の割合は66%と多く、大半の借入金が担保・保証を徴収していることが特徴である。資金の98%は主に生産活動に利用されており、農村金融機関に比べた合作社の貸出金利は「低い」と回答した合作社の割合が46%と最も多かった。

(注3) 村レベルの旧農村合作基金会を入れると、5類型との研究もある。例えば、中国農村合作経済管理学会編（2016）は孔祥智が5つの種類に分類している。

(注4) 旧銀監会に認定され、かつ工商管理部門で登記しなければならない農村資金互助社の法人格は企業法人と合作社の2つの種類がある。

(注5) 民政局とは、民間組織の管理や農村住民の最低生活の保障、社会厚生や社会行政事務などを行う政府の職能部門である。

(注6) 每年初めに共産党中央・国務院が発表する、その年最も重要な政策テーマを扱った政策文書。04年以来19年まで16年連続で三農問題がとりあげられている。

(注7) 80年代半ばから90年代末まで約15年間中国の農村で活動していた非正規金融組織であった。同会は正規の農村金融機関が積極的に対応しない農家や中小企業に金融サービスを提供したことで急成長した。しかし、90年代半ばから中国のマクロ経済情勢や金融政策の変化が生じたほか、アジア金融危機もあって、90年代末に全国各地に普及した全ての農村合作基金会が一挙に閉鎖された。

(注8) 旧銀監会が認定した農村資金互助社を含めると、14年前後の合作社の資金規模は最大700億元あるとの指摘もある (<http://henan.163.com/14/1202/09/ACETGJAE02270A5H.html> 19年3月1日アクセス)。

(注9) 信用事業を展開している合作社数は2,159であったが、この数は、12年の調査で1.6万社の合作社が信用事業を行っていたことと大きなかい離がある。その背景には、①12年ごろから江蘇省の合作社が整理されたことを契機に、14年3月初めに旧農業部と旧銀監会の指示を受けて、地方政府は合作社の信用事業について整理を行ったこと、②統計上、出資や農産品の売掛金や生産資材の買掛金という行為がある合作社が信用事業展開の合作社に集計されたこと、③組合

員の一時的な資金需要を満たしたことなどで、信用事業を取りやめた合作社もあったことが挙げられる。

(注10) 合作社信用事業の不祥事が多発するなか、14年の中央一号文件の方針に基づき、14年11月、旧農業部は旧銀監会などの金融当局と連携して河北省玉田県、安徽省金寨県および湖南省沅陵県を合作社信用事業の試行地域に指定した。同年12月に、國務院による批准のもとで、旧銀監会は山東省が合作社信用事業を行う試行も認可した。

(3) 信用事業をめぐる関連政策の変遷

関連政策や法令の特徴等を第2表にまとめてみた。07年に施行された合作社法のなかには、信用事業関連の条文は盛り込まれていないが、以下のとおり、合作社による信用事業の取組みは共産党大会での決議や

最も重要な政策テーマを扱った政策文書である中央一号文件等によって容認されていたと考えられる。このことが既述の4類型の第2類型の根拠となっている。

まず、08年10月の共産党第17回三中全会(党の中長期的な国家運営の基本方針や針路を決める会議)で採択された「農村改革発展推進の若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於推進農村改革發展若干重大問題的決定)のなかで、合作社信用事業の展開について、「条件を備えた」合作社では、信用事業を行うことができるという内容が盛り込まれた。

このように、07年合作社法の施行、第17

第2表 合作社信用事業をめぐる政策の変遷

施行・公表時期	法・政策文書・決議	内容
07年 7月	「中華人民共和国農民專業合作社法」	信用事業には触れていない
08. 10	「農村改革発展推進の若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於推進農村改革發展若干重大問題的決定)	条件の整った合作社では、信用事業を行うことができる
13. 11	「全面的に改革を深めるための若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定)	条件の整った合作社という文言が削除され、合作社全体に対し信用事業の取組みを認める
14. 1	中央一号文件、「農業科学技術・イノベーションの推進を加速させ、農產品供給・保障力の増強持続に関する若干の意見」(中共中央、國務院關於加快推進農業科技創新持続増強農產品供給保障能力の若干意見)	信用事業展開にあたり、社員限定、合作社内部での資金互助のみを堅持するほか、員外向けの貸出と資金集めを禁じる等の原則を遵守しなければならない
14. 3	「農民合作社による信用事業の秩序のある発展を促進するための通達」(關於引導農民合作社規範有序開展信用合作的通知)	合作社の信用事業に対し、地方政府の監督管理責任を強化する
14. 9	「農村の協同組合金融の秩序のある展開を促進するための通達」(關於引導規範開展農村信用合作的通知)	信用事業を行う合作社を対象に、実態把握(調査)を地方政府に要求する
15. 2	中央一号文件、「現代農業の発展を加速させ、農村発展の活力をさらに増強することに関する若干の意見」(中共中央、國務院關於加大改革創新力度加快農業現代化建設的若干意見)	農村の協同組合金融を発展させるための有効な手段を模索するため、無理なく穩当に信用事業の試行を行う
16. 1	中央一号文件、「発展の新たな理念を遂行し、農業の現代化を加速させ、小康目標を全面的に実現することに関する若干の意見」(中共中央、國務院關於落實發展新理念加快農業現代化實現全面小康目標的若干意見)	信用事業試行の範囲を拡大させるとともに、リスクの防止・解消策を打ち出すほか、地方政府の監督管理責任を明確にし、着実に行う
19. 1	「農村振興を支援するための金融円滑化に関する指導意見」(關於金融服務鄉村振興的指導意見)	無理なく穩當に信用事業の試行を進める

資料 聞き取り調査のほか、各年の中央一号文件や政策文書を基に作成

回三中全会の決議を受けて、09年の中央一号文件では、農家の融資難の課題を解決し、合作社の信用事業を試験的に展開するための具体的な仕組みづくりを進めることができた。合作社信用事業は農業資金の供給不足という問題を解消する手段のひとつとして、容認されたと考えられる。

また、13年11月の共産党第18回三中全会で「全面的な改革を深めるための若干の重大問題に関する共産党中央の決議」（中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定）が採択された。その決議のなかで「条件を備えた」という文言が削除され、合作社信用事業の取組みを全面的に容認したと考えられる。

この第18回三中全会の決議を受けて14年の中央一号文件には合作社の信用事業に関連する内容が多く盛り込まれた。具体的には、第1に、民主的に管理・運営され、農家への波及効果の高い合作社の信用事業を育成する、第2に、組合員限定で外部に対し預貯金の受け入れと貸出を行わず、事前に決まった金利で預金を吸収しないことを前提に、地域に根差した信用事業の発展を促進する。第3に、地方農村金融管理体制を整備し、合作社の信用事業に対する地方政府の監督管理責任を明確にするなどが決定された。これらは、合作社信用事業を明確に規定し、その取組みを規範化しようとするものであった。

こうしたなか、15年から合作社法改正の取組みが始められた。そのなかのひとつの焦点として、合作社信用事業の取組みを法

的に認めるかどうかが挙げられていた。

17年6月、全国人民代表大会（以下「全人代」という、日本の国会に相当）農業農村委員会が発表した合作社法の改定草案の説明文によれば、「合作社信用事業の展開にリスク防止が必要であるため、改定草案でこれに対して条文を制定し、信用事業の規範化・制度化を図ることでリスク防止に努めなければならないとする。その際、地方の経験を十分に参考にしたうえで、合作社の信用事業が経済事業を基盤とし、必ず生産のため、組合員限定の信用業務を行うことを明確に規定する必要がある。監督管理については、地方政府の金融監督管理部門が責任をもち、これについて国務院の金融監督管理部門が他部門と連携しながら具体的な規定を制定する」とした。

こうした状況下、多くの合作社の関係者は信用事業に関する法整備がなされると考えていた。しかし、全人代法律委員会は17年12月にこれらの内容についての可否を審議し、「改定案の第43条、合作社が組合員向けの信用事業を行う際の原則と監督管理部門にかかる規定について、関係部門は、合作社信用事業が試行中のため、これらの内容を法制化することを慎重に判断する必要があり、引き続き模索を継続することを建議する。十分に試行したうえで法制化し、全国に普及させるべきである」と指摘した。この指摘を受けて、法律委員会が関係部門と検討し、信用事業にかかる条文を改正法案から削除することとした。

このように、期待されていた信用事業の

法整備は見送られた。その背景には、まず、中国政府が取り組む3つの重要課題のなかで金融リスク防止・解消という課題を最重要視し、シャドーバンキングや民間金融に対する引締めを強めたことが挙げられる。こうした方針を受けて、金融ライセンスをもたない合作社の信用事業は容易に認められなくなつたと推測される。

また、合作社信用事業の不祥事が多発したことの一因であろう。12年、江蘇省連雲港市の灌南県にある4つの農民資金互助社が破産した。管轄責任者である県農委・農業局によれば、新興鎮農民資金合作社等の理事長が合作社の制度を遵守しない運用をしたという。具体的には、組合員から高い預金利で集めた資金を高利貸業者に貸し、高利貸業者が不動産投資を行ったことから、合計1.1億元規模の資金の迅速な回収ができなくなった。被害を受けた農家数は2,500戸にのぼっている。

それ以降も、市場流動性のひっ迫や中国经济の減速などを背景に相次いで不祥事が発生した。15年、江蘇省泰州市にある資金互助社の乱脈融資が発覚し、取り付け騒ぎの末、同互助社は破産した。16年、同省の塩城市羅橋鎮にある合作社でも、組合員が合作社に預けた3,000万元の資金を回収することができなくなった。同地域の金融当局によると、これらの事例には、中国人民銀行（中央銀行）が示した基準金利より2～3倍も高い預金利を組合員に提示し、組合員が銀行の預金を解約し合作社に預けたケースが多かったという共通点があった。

加えて、管轄責任者である農業局などは、許認可権をもつものの、局内に金融の専門家がいないため、合作社の信用事業の経営状況を把握することができなかつたという問題があつた。

改正後の合作社法は18年7月に施行されたが、信用事業関連の条文は盛り込まれていなかつたため、その後の農業・農村金融関連の政策文書では、合作社信用事業に関する記述はほぼなくなつた。このように、合作社による信用事業への取組みは10年以上行われているにもかかわらず、国による法整備はなされないままとなっている。

こうしたなか、信用事業を行う約2,000の合作社の一部は信用事業を取りやめるほか、事業縮小を検討しているようである。その実態を把握するために、合作社信用事業への現地調査を行つた。

(注11) 合作社信用事業の不祥事に関する情報は各種インターネット情報より筆者が整理したものである。

2 合作社への聞き取り調査の結果

18年10月に行った現地調査を通じて得た2つの合作社の概況、合作社信用事業の仕組みや運営・管理体制等をまとめたうえで、その特徴や課題を検討する。

(1) 調査対象H合作社の取組状況

a H合作社の概要

04年に設立されたH合作社は、合作社法の施行を受けて08年に県の工商局に設立の

第3表 合作社2事例の概要(2018年10月)

	(単位 戸、人、万元)	
	H合作社(村レベル)	S合作社(郷鎮レベル)
設立時期	04年	10年
管内農家数	1,860	21,000
組合員数	1,300	約6,000
理事長	村の元書記・獣医	農村金融機関の元職員
信用事業開始時期	04年	10年
開始時期の出資状況	87人で3.7万元	12人で50万元
信用事業利用組合員数	920	組合員全員
預金残高	1,940	10,000

資料 聞き取り調査等を基に作成

登記をした。調査時点の組合員は1,300人で、その数は管内農家数の約7割を占めている(第3表)。理事長は合作社が事業展開する村の出身で書記をしていたが、現在は合作社の理事長を務めながら郷镇政府の仕事もしている。

同社は定款に基づき組合員大会、理事会、監事会を設けている。組合員大会は合作社の最高決議機関で、その下にある理事会は合作社の経営管理業務を実施する。監事会はその経営管理の監督を行う。実際の業務は経理と呼ばれる担当者、会計や出納担当者によって行われている。

同社の役職員は19人で、信用事業のほか米加工場、きのこ生産工場、農業生産資材や生活用品を取り扱う小売店の経営を中心とした経済事業にも取り組んでいる。経済事業の販売高は約800万元である。

b 信用事業への取組状況

合作社が経済事業を開始してまもない04年12月に、合作社の組合員は合作社内部に資金互助協会を設立した。当初の出資金は

87人で計3.7万元であった。

1組合員当たりの平均出資額は400元程度だったが、経済成長や物価上昇などを受けて組合員の借入希望額が増大した。しかし、借入額が出資額の6倍を超えてはならないという同社の内部規定があった。すなわち、400元

の平均出資額を出資している組合員の借入上限額は2,400元であり、小規模零細農家といえども資金需要を満たせる借入水準ではなかった。この額は前掲第1表に示した、借入希望額が多い「1万～5万元」と比べても少ない。そのため、同社の組合員は、相変わらず知り合いや友人からの借入れや高利貸業者などから資金を調達し、積極的に合作社信用事業を利用しなかった。

しかしその後、前述の共産党の決議や中央一号文件による国の政策を受けて、同社は信用事業の状況を改善するために、13年から次のような新たな取組みを始めた。すなわち、組合員の利便性を高めるために、資金互助協会を貸出だけでなく資金決済などの業務も行う資金互助部とし、合作社のひとつの事業部門とした。資金的に余裕のある一部の組合員が新たに50万元を増資したほか、合作社信用事業を利用する組合員を増やすための説明会を開催するなどで、預金規模の拡大に精力的に取り組んだ。

その結果、15年末に信用事業を利用する組合員は409人であったが、聞き取り調査

時点では920人となっている。預金残高は1,940万元、貸出金残高は1,600万元であった(第4表)。

この資金互助部は、理事長を入れて7人体制で業務を遂行している。7人のうち涉外担当者2人は預金促進、組合員の資金需要の把握などを担当している。涉外担当者に確認したところ、組合員の生産資金の需要は減少傾向にあり、貸出に占める生産資金の割合が50%に低下しているという。とりわけ、合作社の購買事業で扱う生産資材は外部の事業者より相対的に高く、最近はそれらを供銷合作社や資材会社から掛けで購入し、収穫時に精算する組合員が増えており、このことが生産向けの貸出を減少させている要因であるとのことであった。他方、組合員の住宅、結婚、車、レストラン開店などスマートビジネスの資金ニーズが高く、生活資金の提供が増えているという。

しかし、合作社の貸出資金の原資(預貯金+出資金)が不足しているため、生活資金に十分に対応できていはない。

また、「6～12か月」の短期の貸出が多く、^(注12)貸出金利(年率)は14.4%、預金金利(年率)は5～6%である(18年10月の現地調査時点)。貸出は10日以内であれば無利子である。信用事業の担当者は村民の情報をよく把握しているため、多くの場合、無担保無保証で貸し出している。信用事業からの利益は、人件費上昇などもあってほとんどないという。

同社は、信用事業を行っている3つの合作社と15年に連合社を設立した。連合社は定期的に信用事業に関する情報交換を実施するほか、連合社内の合作社で統一商品を登録して販売することもしている。現在のところ、資金の過不足についての調節機能はもたないという。

合作社が抱える課題を理事長等に聞いたところ、課題の第1は組合員の資金ニーズに十分に対応することであった。このことを実現するために、合作社が正規の農村金融機関(主に農村信用合作社と農村商業銀行)から借り入れ、それを組合員に融通することを考えていたが、県金融弁公室はそれを認めず、組合員の資金ニーズの充足はかなえられて

第4表 合作社2事例の貸出をめぐる状況(2018年10月)

	H合作社(村レベル)	S合作社(郷鎮レベル)
貸出体制	役職員7人、うち涉外2人、信用事業責任者・涉外担当・理事長で貸出判断	役職員40人(パート職員含む)、貸出担当者・理事長で貸出判断
貸出金残高	1,600	6,100
年間貸出実行件数	500	1,500程度
1件当たり平均貸出額	3	4
貸出金利(年率)	14.4	10前後
(参考)預金金利(年率)	5～6	5
担保手段	無担保・無保証	資産担保・保証人要求
貸出金の使途	農業生産・スマートビジネス、生活資金等	農業生産、農産物流通、スマートビジネス、生活消費
経営状況	利益はほぼない	約100万元の純利益
不良債権額	なし	延滞債権は約80万元あるが、これまで回収不能となったケースはない

資料 聞き取り調査等を基に作成

いない。

課題の第2は、信用事業に精通する人材の育成である。人材育成に向けて、県政府に対し専門知識をもつ人材を合作社へ派遣する仕組みづくりについて提案したが、今のところ反応はないとのことであった。

(注12) 貸出金利の設定については、合作社が管内の経済情勢や金融当局の基準金利を参考にしながら決める。02年に公表された「中国人民銀行による地下錢庄および高利貸に対する取締りの通達」(中国人民銀行關於取締地下錢庄及打擊高利貸行為的通知)によると、基準金利の4倍を超えてはいけないとの規定が盛り込まれている。

(2) 調査対象S合作社の取組状況

a S合作社の概要

S合作社は村ではなく、郷鎮（省・市・県・郷鎮という行政区画の末端に位置し、比較的大きいものを鎮、比較的小さいものを郷という）に立地している。そのため、既に述べたH合作社に比べて組合員数や信用事業規模が大きい（前掲第3表）。S合作社の設立経緯は次のとおりである。農村信用合作社職員であったS合作社の現理事長は、農村信用合作社の管内で小学校経営や病院の建設などを行っていた。その時、管内の小規模農家が高利貸業者からの借金で苦しんでいる姿を目の当たりにした。小学校経営等で一定の信用力と経営力をもつようになっていたこともあり、10年に資金互助合作社を設立し、信用事業を開始した。同社は定款に基づき組合員大会、理事会、監事会を設けている。

12年には200万元の増資を行い、同時に資金互助合作社を非営利の社会サービスを

^(注13) 提供する民弁非企業法人として県民政局に登記し、本格的に事業展開を行うようになった。同資金互助社の母体である農民專業合作社は、小麦の製粉やトウモロコシ加工などの経済事業を行っている。

合作社が行う信用事業の営業地域には制限が設けられることから、S合作社の理事長は、ほかの郷鎮でも別の合作社を設立してきた。聞き取り調査時点では、3つの合作社を設立し、それぞれ信用事業を行っている。

(注13) 国家市場監督管理総局によれば、民弁非企業法人とは、非営利の社会サービスを提供する社会組織である。

b 信用事業への取組状況

聞き取り調査時の出資金は12年の登記時に比べて増加し、400万元となっている。S合作社の信用事業を利用するには組合員になる必要がある。組合員の最低出資額は100元であり、100元を出資する組合員もいれば10万元を出資する組合員もいる。

預金は1組合員から最大20万元を受け入れている。11年から継続的に預金を増加させており、聞き取り調査時点の総預金残高は1億元であった。預金金利（年率）は5%と銀行と同水準となっている。

貸出金残高は6,100万元で、貸出実行件数は年間1,500件程度であり、約6,000人の利用者がいる。貸出金利（年率）は10%程度であり、貸出の期間や額により異なる。組合員向け貸出には上限を設けており、出資額の10倍を超えてはならないこととしている。

貸出に伴う担保は、担保資産が不十分な

場合が多く、親戚や公務員などを保証人とすることが多い。もちろん無担保で貸し出すこともあり、夫妻双方が公務員で、5万元以下の貸出の場合等が該当する。ちなみに、5万元は同地域における1年間の所得に相当する。

郷鎮内で営業していることもあり、貸出金利用者の90%以上が農家である。彼らからは、農業とスマールビジネスに関する資金需要がある。具体的な資金使途として、長芋生産、農薬や肥料の購入などがあり、2,000～5,000元の小規模資金への対応が多い。長芋はこの地域の特産であり、S合作社はその収穫までの資金繰りのための少額かつ短期の資金需要に応えている。

S合作社の税引き後利益は約100万元である。延滞債権が約80万元あるが、貸出審査の段階で組合員から不動産登記証、公証書や銀行借入申込者の信用記録等の提出を受けながら、詳細な情報を収集していること、延滞日数に応じて貸出担当職員や関係職員の報酬に影響を及ぼす内部制度を構築しており、職員が真剣に債権管理を行うことから、延滞はあってもこれまで回収不能となつたケースはないとのことである。

経営課題について理事長等に聞いたところ、課題の第1は信用事業の継続性であった。理事長によれば、S合作社の信用事業は金融ライセンスをもって実施されているわけではなく、新合作社法には信用事業にかかる条文が盛り込まれていないことから、90年代末の農村合作基金会のように閉鎖される可能性があるとのことであった。

管内でのS合作社の信用事業の展開によって高利貸業者が減少するなど、これまで一定程度の貢献をしてきたものの、法律的根拠をもたない合作社自身が、今後県政府の取締り対象となる可能性があり、そのことを危惧している。

課題の第2は組合員の資金ニーズへの対応であった。S合作社は、小規模農家を中心とした資金ニーズに対応するとともに、民弁非企業法人である同社が社会サービスを提供する一環として農家以外や合作社自身の資金ニーズに対応するために、信用事業をさらに拡大したいと考えている。しかし、法律の未整備で生じる事業継続への不安感に加えて、人件費は上昇し、農村商業銀行や農村信用合作社が受けられるような減税措置も享受できることから経営コストが高く、当面は拡大よりむしろ現状維持が妥当であるとのことであった。さらに、組合員の資金需要に対応するために、合作社間の資金過不足の調整等を行う、あるいは新たな金融商品の開発を行う連合社の設立が不可欠であると考えているが、合作社の信用事業を取り巻く現状に鑑みると、その設立を県政府が認可する可能性は低いとのことであった。

課題の第3は合作社運営への組合員の一層の関与であった。S合作社では、組合員大会の開催を通じて組合員の意見を聞きながら事業運営しているものの、出席率が高くなく、各組合員の関与にはばらつきがあること、特に多くの組合員が事業利用者にとどまっている点を改善したいとのことで

あった。

(3) 2社の信用事業にかかわる問題点

2つの合作社の信用事業への取組状況から、以下の3点が問題点として指摘できる。

第1は、組合員の生産・生活資金需要への対応が不十分なことである。合作社の資金不足が資金需要を満たせない主因である。合作社は信用事業を含む複数事業を展開するにあたって、資金を必要とする。また、組合員の資金需要に対応するためにも、外部かつ正規の農村金融機関からの資金を借り入れる必要が生じる場合がある。しかし、正規の農村金融機関は、合作社自身の担保資産の少なさ等から、合作社の借入ニーズに十分に対応してこなかった面がある。

また、資金需要を満たせない一因として、合作社自身の定款によって組合員の借入額に制限が加えられていることがある。もちろん、この制限は偏った貸出を行うことによるリスクを回避するために設けられているものである。しかし、組合員の借入額はH合作社が出資金の6倍以下、S合作社が10倍以下であり、一定程度の借入額を必要とする場合はそれに応じた増資を必要とする。増資は小規模農家の組合員にとって負担となり、小規模農家による合作社信用事業の利用の取りやめにつながりかねない。

両事例とも、組合員の資金需要の全てを満たすことはできていないが、それでも出資金の増加とともに貸出額を増やしていること、組合員の増加とともに貸出金利用者数も増加していることから着実に成果をあ

げている。組合員から集めた資金で組合員のために貸出を行い、組合員の生産や生活を支えている現状に鑑みれば、協同組合金融としての役割を一定程度果たしているといえよう。

第2は、資金の過不足を調整する連合社がないことである。2事例とも連合社の必要性を理解・認識している。既にH合作社は連合社に加入しているが、連合社に資金過不足を調整する機能はない。合作社法の改正で合作社の連合社を設けることは法律上可能となっているが、合作社が信用事業を行うことができるという文言がないことや、近年は県政府の合作社信用事業に対する支援が弱まるだけでなく、後ろ向きの姿勢にさえなりつつあるため、信用事業にかかる連合社の設立は難しい。

第3は、組合員の運営参加の意欲が乏しいことである。組合員を募って合作社を設立したものの、多くの組合員はその運営に関心を示しておらず、事業利用者にとどまっている。

S合作社は課題としてこのことを挙げている。一方のH合作社は、課題としての言及こそなかったものの、組合員大会は組合員が組合運営のために意見を交わす場というよりもむしろ、役職員が行ってきた事業の報告の場となっているという実態を伝えてくれた。このように両事例ともこの第3の点について共通の認識をもっている。例えば、組合員が主体的にかかわり、信用事業の必要性を訴え続けるなどの活動があれば、合作社の経営層も自信をもって合作社

の信用事業運営にまい進することができるかもしれない。組合員大会の開催などを通じて組合への参加の機会を提供することはもちろんのこと、組合員の協同組合に関する知識の向上にも気を配る必要がある。

おわりに

本稿で示した事例から、合作社の信用事業は小規模で、不十分ながらも組合員の資金需要を満たすよう努力してきたことがうかがえる。実際に、信用事業を通じて組合員の生産活動や生活を支えてきた部分もあることから、協同組合金融としての役割を一定程度果たしてきたといえよう。

しかし、合作社の信用事業に関しては、法律の未整備から制度上の不安が生じている現状があり、合作社の事業継続性に対する不安感も高まりつつある。こうしたなか、信用事業を行う合作社数が減少し、将来的に事業を縮小あるいは停止する合作社が現れる可能性は高い。

18年の中央一号文件で、「農村振興」戦略を実施することが決まっている。農村振興においては、合作社がその主体のひとつとなることが期待されている。同時に、この戦略の実施過程で、農業・農村関連融資をさらに拡充することも求められている。こうした点を考慮すると、合作社の信用事業がその一翼を担うことと考えられ、合作社による信用事業の役割を再検討する余地が

あるように見える。なぜなら、農村振興は圧倒的多数の小規模農家がそれを実感しないことには成功に近づかないと考えられるからである。具体的には、国による法整備のほか、信用事業にかかる連合社の設立や機能強化も含めて、合作社の問題点や不安を取り除きつつ、合作社の運営および管理体制を強化していく必要があると考える。

＜参考文献＞

- ・王雷軒（2017）「農村部の資金需要と農村金融の構造」田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会、第3章
- ・宋曉凱・権慶梅（2016）「中国における農民專業合作社信用事業の利用状況に関する—考察—」『農村経済研究』第34巻第1号
- ・駱樂・石田正昭（2013）「中国農村金融における農村資金互助社の位置と課題—江蘇省連雲港市灌雲県の事例—」『協同組合研究』第32巻第2号、102～119頁
- ・李強・福田晋・森高正博（2013）「中国農村金融組織の展開と農民專業合作社の金融機能に関する考察」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第68巻第1号、7～18頁
- ・孫同全・苑鵬・陳潔・崔紅志ほか（2016）『中国農民合作社の発展と作用研究』中国社会科学出版社、93頁
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組（2017）『中国農村金融服務報告2016』中国金融出版社、37頁
- ・中国農村合作經濟管理学会編（2016）『農民合作社重点問題研究匯編』中国農業出版社、101～157頁
- ・張承惠・鄭醒塵ほか編著（2016）『中国農村金融發展報告2015』中国發展出版社、第7章および第11章
- ・張承惠・潘光偉ほか編著（2017）『中国農村金融發展報告2016』中国發展出版社、第6章および第7章
- ・程京京・辛文玉・楊偉坤（2015）「資金互助組織如何不触犯法律紅線?—河北盛源農民合作社調査」『銀行家』3月号

(オウ ライケン)